

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

野田市 総務部 管財課

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（平成31年3月13日以降に締結する契約から適用）

1. 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,519	27 普通船員	2,444
2 普通作業員	2,115	28 潜水士	4,176
3 軽作業員	1,541	29 潜水連絡員	2,965
4 造園工	2,253	30 潜水送気員	2,965
5 法面工	2,699	31 山林砂防工	2,859
6 とび工	2,901	32 軌道工	4,984
7 石工	2,912	33 型わく工	2,635
8 ブロック工	2,689	34 大工	2,689
9 電工	2,487	35 左官	2,869
10 鉄筋工	2,944	36 配管工	2,370
11 鉄骨工	2,625	37 はつり工	2,635
12 塗装工	2,827	38 防水工	3,039
13 溶接工	2,986	39 板金工	2,922
14 特殊運転手	2,508	40 タイル工	2,423
15 一般運転手	2,232	41 サッシ工	2,678
16 潜かん工	3,156	42 屋根ふき工	2,550
17 潜かん世話役	3,730	43 内装工	2,880
18 さく岩工	3,145	44 ガラス工	2,614
19 トンネル特殊工	3,124	45 建具工	2,572
20 トンネル作業員	2,550	46 ダクト工	2,338
21 トンネル世話役	3,432	47 保温工	2,402
22 橋りょう特殊工	3,177	48 建築ブロック工	2,497
23 橋りょう塗装工	3,273	49 設備機械工	2,444
24 橋りょう世話役	3,570	50 交通誘導員A	1,562
25 土木一般世話役	2,540	51 交通誘導員B	1,360
26 高級船員	3,092		

2. その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,326	57 船団長	3,092
53 電気通信技術員	2,232	58 潜水世話役	4,176
54 製作工（橋梁）	2,880	59 機械設備製作工	2,614
55 機械工	2,986	60 機械設備据付工	2,317
56 助手	2,115		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。